

福岡県公報

令和7年10月24日
第 640 号

目次

告 示（第605号－第625号）

○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	（農山漁村振興課）	1
○生活保護法に基づく医療機関の指定	（保護・援護課）	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	（保護・援護課）	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	（保護・援護課）	3
○生活保護法に基づく施術者の指定	（保護・援護課）	3
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	（保護・援護課）	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の氏名（名称）及び住所（所在地）の変更	（保護・援護課）	4
○生活保護法に基づく介護機関の指定	（保護・援護課）	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	（保護・援護課）	5
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	（保護・援護課）	5
○道路の区域の変更	（道路維持課）	5
○土砂災害警戒区域の指定の解除	（砂 防 課）	6
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	（砂 防 課）	6
○土砂災害警戒区域の指定	（砂 防 課）	6
○土砂災害特別警戒区域の指定	（砂 防 課）	6
○土砂災害警戒区域の指定の解除	（砂 防 課）	7
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	（砂 防 課）	7
○土砂災害警戒区域の指定の解除	（砂 防 課）	7
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	（砂 防 課）	7
○土砂災害警戒区域の指定	（砂 防 課）	8

○土砂災害特別警戒区域の指定	（砂 防 課）	8
公 告		
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	（住宅計画課）	8
○競争入札参加者の資格等	（総務事務厚生課）	8
○一般競争入札の実施	（総務事務厚生課）	10
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	13
○宅地建物取引業者の事務所の不確知	（建築指導課）	13
○宅地建物取引業者の事務所の不確知	（建築指導課）	13
○宅地建物取引業者の免許の取消し	（建築指導課）	13
○地域雇用開発促進法に基づく地域雇用開発計画の公表について	（労働政策課）	13
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	（都市計画課）	14
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	14
選挙管理委員会		
○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の異動の報告（行財政支援課）		14
公安委員会		
○指定講習機関の代表者の変更	（警察本部運転免許試験課）	14
雑 報		
○国際海上コンテナ車の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路の指定	（道路建設課）	15

告 示

福岡県告示第605号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和7年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

宗像市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵^{かん}養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第606号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕生433	かとうこころクリニック	糟屋郡新宮町三代西二丁目6-35 さくら2F	R7・10・1
像生170	陽だまりクリニック	宗像市光岡744番地1 コーポ光岡II 401号	R7・10・1
小生126	希みが丘クリニック	小郡市希みが丘二丁目19-12	R7・9・1

小生125	C5クリニック筑後	小郡市小郡1255-3 大塚コーポ101	R7・10・1
京生150	こどもすまいるクリニック	京都郡苅田町大字与原1091-1	R7・10・1
小生歯71	C5クリニック筑後（歯科）	小郡市小郡1255-3 大塚コーポ101	R7・10・1
粕生薬212	みしろ薬局	糟屋郡新宮町三代西二丁目6-35	R7・10・1
粕生薬211	M&M薬局志免店	糟屋郡志免町別府北一丁目16-11	R7・9・1
小生薬60	福薬局小郡店	小郡市大板井750-6	R7・10・1
京生薬84	らら薬局与本店	京都郡苅田町大字与原1240	R7・10・1
福津生訪12	Care Link 訪問看護ステーション	福津市福岡南二丁目17-11 ガーデンハイツ福岡A 202	R7・9・1
直生訪25	アイアス訪問看護ステーション 直方	直方市大字感田1486番地2	R7・10・1
飯生訪55	訪問看護ステーション ベル	飯塚市中475-3	R7・9・1
宮生訪9	訪問看護ステーション 颯	宮若市鶴田1891-44 KHメゾンⅢ 2号室	R7・9・1
京生訪23	訪問看護ステーション TAO	京都郡苅田町京町一丁目15-11	R7・9・1

福岡県告示第607号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
------	----	-----	-------

糸島地生 63	さくらのクリニック	糸島市志摩桜井2435－17	R 7 ・ 8 ・ 1
糸島地生 129	はしもと整形外科クリニック	糸島市志摩津和崎67志摩クリニッ クビル2階	R 7 ・ 8 ・ 20

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大生421	医療法人中島クリニック	大牟田市大字田隈392－2	R 7 ・ 8 ・ 31
筑紫生歯 33	えさか歯科医院	筑紫野市美しが丘南七丁目7－3	R 7 ・ 8 ・ 27
田川生歯 61	相良歯科医院	田川郡川崎町大字川崎字雁喰1061 －2	R 7 ・ 6 ・ 30
粕生薬70	わか薬調剤薬局有限会社	糟屋郡須恵町大字旅石170－376	R 7 ・ 8 ・ 31
粕生薬 168	タケシタ調剤薬局志免店	糟屋郡志免町別府北一丁目16－11	R 7 ・ 8 ・ 31
357	有限会社アサヒ薬局	飯塚市新飯塚6－22	R 7 ・ 8 ・ 31

福岡県告示第608号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
宰生訪10	訪問看護ステーションあいてらす太宰府	太宰府市朱雀一丁目1 －13 g r u 3－G	太宰府市通古賀一 丁目12番20号 オ フィスパレア太宰 府ⅣA棟2号	R 7 ・ 9 ・ 11
大野生訪 1	医療法人同仁会訪問 看護ステーション百 合の会	大野城市乙金東四丁目 12－1	大野城市乙金東二 丁目17－10	R 7 ・ 7 ・ 28

直生訪22	訪問看護ステーショ ン グリーンバード	直方市大字山部487－ 1（1号室）	直方市大字山部838 番地5	R 7 ・ 8 ・ 1
田生訪37	セノータ訪問看護筑 豊南部ステーション	田川市大字伊加利1905 －7	田川市大字弓削田 233番地2	R 7 ・ 8 ・ 1

福岡県告示第609号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
宮生マ10	松岡 大輔（フレアス在宅マ ッサージ宮若施術所）	宮若市本城1150－3	R 7 ・ 9 ・ 1
宮生マ11	上野 浩太郎（フレアス在宅 マッサージ宮若施術所）	宮若市本城1150－3	R 7 ・ 9 ・ 1
宮生マ12	松田 勇蔵（フレアス在宅マ ッサージ宮若施術所）	宮若市本城1150－3	R 7 ・ 9 ・ 1
南筑後生 マ10	松枝 裕子（訪問マッサージ すみれ）	八女郡広川町大字新代1170－1 サトゥルナリアA棟205	R 7 ・ 9 ・ 26
南筑後生 マ11	溝上 直樹（訪問マッサージ すみれ）	八女郡広川町大字新代1170－1 サトゥルナリアA棟205	R 7 ・ 9 ・ 26
南筑後生 マ12	沼 由美（訪問マッサージす みれ）	八女郡広川町大字新代1170－1 サトゥルナリアA棟205	R 7 ・ 9 ・ 26
南筑後生 マ13	根岸 智恵美（訪問マッサー ジすみれ）	八女郡広川町大字新代1170－1 サトゥルナリアA棟205	R 7 ・ 9 ・ 26
南筑後生 マ14	吉瀬 泰行（訪問マッサージ すみれ）	八女郡広川町大字新代1170－1 サトゥルナリアA棟205	R 7 ・ 9 ・ 26
南筑後生 マ15	原口 大輔（訪問マッサージ すみれ）	八女郡広川町大字新代1170－1 サトゥルナリアA棟205	R 7 ・ 9 ・ 11
筑紫生柔 98	笹木 駿平（堺整骨院 筑紫 野院）	筑紫野市光が丘四丁目1－1	R 7 ・ 9 ・ 1

筑紫生柔 99	成田 守（エウーゴ整骨院）	筑紫野市二日市北一丁目22-28 フローラ634 1階	R 7・9・5
粕生柔 238	白石 卓海（つむぎ整骨院・ 鍼灸院）	糟屋郡粕屋町原町一丁目3-15	R 7・2・6
南筑後生 はき7	溝上 直樹（訪問マッサージ すみれ）	八女郡広川町大字新代1170-1 サトゥルナリアA棟205	R 7・9・26
南筑後生 はき8	沼 由美（訪問マッサージす みれ）	八女郡広川町大字新代1170-1 サトゥルナリアA棟205	R 7・9・26
南筑後生 はき9	根岸 智恵美（訪問マッサ ージすみれ）	八女郡広川町大字新代1170-1 サトゥルナリアA棟205	R 7・9・26
南筑後生 はき10	吉瀬 泰行（訪問マッサージ すみれ）	八女郡広川町大字新代1170-1 サトゥルナリアA棟205	R 7・9・26
南筑後生 はき11	原口 大輔（訪問マッサージ すみれ）	八女郡広川町大字新代1170-1 サトゥルナリアA棟205	R 7・9・11

福岡県告示第610号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
宮生マ9	権藤 武宏（フレアス在宅マ ッサージ宮若施術所）	宮若市本城1150-3	R 7・8・31
筑紫生柔 93	日出柄 このか（堺整骨院 筑紫野院）	筑紫野市光が丘四丁目1-1	R 7・9・1
粕生柔 211	岡村 広海（堺整骨院 志免 ）	糟屋郡志免町南里四丁目1-16- 203	R 7・9・1
粕生柔 227	仲本 圭毅（堺整骨院 志免 ）	糟屋郡志免町南里四丁目1-16- 203	R 7・9・16

福岡県告示第611号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から氏名（名称）及び住所（所在地）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 氏名（名称）の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
宰生柔6	太宰府整骨院 太宰府市観世音寺二丁目5-25	毛屋 義紀 （太宰府整骨院） 太宰府市観世音寺二丁目5-25	R 7・9・1

2 住所（所在地）の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
宰生柔6	毛屋 義紀 （太宰府整骨院） 太宰府市都府楼南五丁目16-51	毛屋 義紀 （太宰府整骨院） 太宰府市観世音寺二丁目5-25	R 7・9・1

福岡県告示第612号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
京居186	こが医院	京都郡みやこ町犀川本庄568－1	R 7 ・ 5 ・ 1	居管・予居管
田川居414	医療法人正和会ひまわり歯科	田川郡福智町赤池927－6	R 7 ・ 3 ・ 1	居管・予居管
糸島地居187	有限会社 ハロー薬局前原店	糸島市前原西二丁目16番7号	R 7 ・ 4 ・ 1	居管・予居管

福岡県告示第613号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
春支28	あやケアプランセンター	春日市宝町四丁目1ラインビル西村105	春日市小倉一丁目13番地2	R 7 ・ 3 ・ 28
春居152	レンタルサービスひゅうが	春日市春日原北町二丁目2－1	春日市春日原北町三丁目58番地1号春日原テルミナ401号	R 7 ・ 8 ・ 1
糸島地居2	糸島市社会福祉協議会二丈ヘルパーステーション	糸島市二丈深江一丁目4番7号	糸島市二丈福井4822番地1	R 7 ・ 2 ・ 19

福岡県告示第614号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条

第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
う介薬30	にいはる薬局	うきは市吉井町新治363－6	R 7 ・ 9 ・ 30
飯介薬64	タイヨー薬局	飯塚市吉原町1－22	R 7 ・ 9 ・ 30
田介薬64	春日町薬局	田川市春日町2－29	R 7 ・ 9 ・ 30
大居188	介護用品レンタルセンターくるくる	大牟田市本町五丁目3－11	R 7 ・ 8 ・ 31

福岡県告示第615号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）
朝 倉	県 道	八 女 香 春 線	前	朝倉市杷木松末1006番7先から朝倉市杷木松末1106番2先まで	10.0 ～ 13.4	172.0
			前	朝倉市杷木松末1006番7先から朝倉市杷木松末1106番2先まで	7.0 ～ 11.8	172.0
			後	朝倉市杷木松末1006番7先から朝倉市杷木松末1106番2先まで	10.0 ～ 13.4	172.0

福岡県告示第616号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第270号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和7年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
脇山谷(1)－2	福岡市早良区脇山一丁目及び大字脇山（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
脇山	福岡市早良区脇山一丁目及び大字脇山（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第617号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第271号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和7年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
脇山谷(1)－2	福岡市早良区脇山一丁目及び大字脇山（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
脇山	福岡市早良区脇山一丁目及び大字脇山（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第618号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和7年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
脇山谷－1	福岡市早良区脇山一丁目及び脇山（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
脇山－4	福岡市早良区脇山一丁目及び脇山（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第619号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和7年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
脇山谷－1	福岡市早良区脇山一丁目及び脇山（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
脇山－4	福岡市早良区脇山一丁目及び脇山（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面は福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第620号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成22年8月福岡県告示第1391号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和7年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東吉木谷	筑紫野市大字吉木（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
下西山沢	筑紫野市大字山家（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第621号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成22年8月福岡県告示第1392号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和7年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
東吉木谷	筑紫野市大字吉木（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
下西山沢	筑紫野市大字山家（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第622号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成27年11月福岡県告示第907号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和7年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
筑紫(a)-2	筑紫野市大字筑紫（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面3は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第623号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成27年11月福岡県告示第908号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和7年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
筑紫(a)-2	筑紫野市大字筑紫（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり

備考 別紙図面3は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第624号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和7年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東吉木谷川	筑紫野市大字吉木（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
下西山沢川	筑紫野市大字山家（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
筑紫－1	筑紫野市大字筑紫（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から3までは省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第625号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和7年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
筑紫－1	筑紫野市大字筑紫（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり

備考 別紙図面3は省略し、その図面は筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 告

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、次のように公示する。

令和7年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
株式会社ルームラボ	福岡市博多区博多駅前四丁目16番6号オフィスニューガイア博多駅前N o. 50－608号	福岡市博多区博多駅前四丁目16番6号オフィスニューガイア博多駅前N o. 50－608号	令和7年9月30日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和7年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 調達をする物品等又は特定役務の種類
複写サービスに係る単価契約（知事・教育）
- 競争入札参加者の資格
 - 競争入札に参加することができない者
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってそ

の役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個

人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和 7 年 11 月 10 日（月曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 9 年 10 月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和 9 年 7 月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 10 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

複写サービスに係る単価契約（知事・教育）

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和 8 年 2 月下旬（予定）から令和 12 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 6 年 4 月福岡県告示第 244 号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和 7 年 12 月 8 日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2 の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	A A
01	02	事務機器	A A
05	02	電気通信機器	A A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 電子入札による場合は、令和 7 年 11 月 11 日（火曜日）15 時 00 分までに電子入札システムによる入札参加申請を行い、入札参加の確認を受けた者
- (5) 納入しようとする物品が 1 の(2)に示した物品であることを証明する機能証明書及び保守サービス拠点一覧を総務事務厚生課調達班に令和 7 年 11 月 19 日（水曜日）15 時 00 分までに提出して確認を受けた者
- ・機能証明書及び保守サービス拠点一覧の提出場所及び問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
（FAX） 092-643-3109
- なお、提出した機能証明書及び保守サービス拠点一覧について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (7) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
（FAX） 092-643-3109
- 6 契約条項を示す場所
5 の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
令和 7 年 10 月 24 日（金曜日）から令和 7 年 11 月 19 日（水曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第 23 号）第 1 条に規定する休日（以下「県の休日

- 」という。）を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで（最終日は 15 時 00 分まで）5 の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5 の部局とする。
- (2) 提出期限
令和 7 年 12 月 8 日（月曜日）11 時 00 分
- (3) 提出方法
電子入札による提出。ただし、紙入札による場合は、持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡市博多区東公園 7 番 7 号 南棟地下 1 階
福岡県総務部総務事務厚生課入札室
- (2) 日時
令和 7 年 12 月 9 日（火曜日）13 時 00 分
※紙入札者は令和 7 年 12 月 9 日（火曜日）12 時 55 分までに集合すること。
- 11 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 4 項の規定により再度の入札を行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（税込み）の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の 100 分の 5 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人

等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札(電子入札書と紙入札書を同一電子入札案件において提出したときを含む。ただし、システム障害により福岡県の同意を得て、やむを得ず電子入札書と紙入札書を同一案件において提出した場合を除く。)
- (4) 所定の場所(福岡県の電子入札システムのサーバを含む。)及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名(電子入札書の場合は電子署名)がなく、入札者が判明できない入札(電子入札システムの不正使用又は電子証明書の不正使用により入札した場合を含む。)
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額(税込み)の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札(ICカード失効等により開札時に入札書が判読できない場合を含む。)

(8) 入札書内訳書に記載漏れがある入札

(9) くじ番号の記載がない入札

(10) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

(11) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子くじにより落札者を決定するものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
The unit-price contract concerning copy service
- (2) Time Limit of Tender

11 : 00 A. M. on December 8, 2025

- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office, 7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan
TEL 092 - 643 - 3092

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 10 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市福童字町363番4、363番12から363番15まで、367番1及び368番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブナーイレブン・ジャパン
代表取締役 阿久津 知洋

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定による免許を受けた次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、同法第67条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、その免許を取り消すことがある。

令和 7 年 10 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(1) 第19595号	株式会社おおつか 代表取締役 大塚 孟	八女市立花町谷川200番地 1

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定による免許を受けた次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、同法第67条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、その免許を取り消すことがある。

令和 7 年 10 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(3) 第17130号	不動産工房株式会社 代表取締役 三宅 啓介	飯塚市椋本594番地25

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者の免許の取消しをしたので、同法第70条第1項の規定により公告する。

令和 7 年 10 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

免許番号	商号及び代表者の氏名	事務所の所在地	取消年月日
福岡県知事(2) 第18779号	株式会社 L i f e o f S m i l e . 代表者 安河内 城太	福岡市東区多の津一 丁目14番1号	令和 7 年 7 月 31 日

公告

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第5項の規定に基づき、福岡県京築地域雇用開発計画について厚生労働大臣の同意を得たので、同条第7項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、当該計画書を福岡県福祉労働部労働局労働政策課において縦覧に供する。）

令和 7 年 10 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

公告

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第 4 項の規定により次のように公告する。

令和 7 年 10 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 組合の名称
宗像市須恵土地区画整理組合
- 事業施行期間
令和 7 年 3 月 21 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- 施行地区
宗像市須恵二丁目及び一丁目の各一部
- 事務所の所在地
宗像市曲 1592 番地 1
- 設立認可の年月日
令和 7 年 3 月 12 日
- 変更認可の年月日
令和 7 年 10 月 15 日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 10 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
鞍手郡鞍手町大字新延字古賀後 140 番 6 及び 188 番 2 並びに字雛尻 194 番 1

- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
千葉県市川市市川一丁目 4 - 10 市川ビル 8 F
株式会社デベロップ
代表取締役 岡村 健史

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第 98 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 1 項第 3 号に基づき、公職の候補者等が使用し得る個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の異動があった旨、次のとおり報告があったので、同条第 4 項により告示する。

令和 7 年 10 月 24 日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

市町村名		施設名	所在地	異動年月日
須恵町	新	須恵公民館	糟屋郡須恵町大字須恵 171 番地 1	令和 7 年 9 月 1 日
	旧	須恵公民館	糟屋郡須恵町大字須恵 248 番地	

公安委員会

福岡県公安委員会告示第 316 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 108 条の 4 第 1 項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成 2 年 9 月福岡県公安委員会告示第 92 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 10 月 24 日

福岡県公安委員会

表中

福岡県交通安全協会
福岡市博多区千代 1 - 25 - 15
竹 島 和 幸福岡県自動車学校
福岡市城南区田島 6 - 12 - 26

を

福岡県交通安全協会
福岡市博多区千代 1 - 25 - 15
倉 富 純 男福岡県自動車学校
福岡市城南区田島 6 - 12 - 26

に改める。

雑 報

福岡北九州高速道路公社公告第 7 号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第 1 項及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定する。

令和 7 年 10 月 24 日

福岡北九州高速道路公社
理事長 喜 安 和 秀

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
北九州高速 5 号線	牧山出入口から 枝光出入口まで

2 指定する期日 令和 7 年 10 月 27 日